

令和元年第4回（12月）大磯町議会定例会

議案 第 57 号 説明資料

令和元年12月3日

大磯町教育研究所設置条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2

学校教育課

大磯町教育研究所設置条例の一部を改正する条例

1 改正概要

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条及び第 31 条第 2 項の規定に基づき、教育に関する調査研究、研修、教育相談、情報事業等を行うとともに、本町教育の進歩改善を図るために大磯町教育研究所の設置等に關し必要な事項を定めております。

今回、大磯町教育研究所の移転に伴い、所在地（位置）を改正するとともに、建物の名称について、遺贈者である故横溝千鶴子氏の名称を入れ「大磯町横溝千鶴子記念教育研究所」とする改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 大磯町教育研究所の移転に伴い、建物の「名称」及び「位置」を改正します。
- ア 名称：「大磯町教育研究所」 ⇒ 「大磯町横溝千鶴子記念教育研究所」
イ 位置：「大磯町西小磯 286 番地」 ⇒ 「大磯町東小磯 424 番地 2」

(2) 施行日

令和 2 年 1 月 1 日

大磯町教育研究所設置条例 新旧対照表

改正案		現行	
大磯町横溝千鶴子記念教育研究所設置条例		大磯町教育研究所設置条例	
第1条 省略 (名称及び位置)	第1条 省略 (名称及び位置)	第2条 教育研究所の名称及び位置は次のとおりとする。	第2条 教育研究所の名称及び位置は次のとおりとする。
大磯町横溝千鶴子記念教育研究所	大磯町東小磯424番地2	大磯町教育研究所	大磯町西小磯286番地
第3条・第4条 省略	第3条・第4条 省略	附 則	この条例は、令和2年1月1日から施行する。